

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案両院協議会会議録第二号

昭和二十六年五月二十五日(金曜日)

協議委員の異動

五月九日協議委員小川久義君辭任につき、その補欠として参議院議長において前之國喜一郎君を指名した。

出席委員

衆議院側

議長 石田 博英君
副議長 倉石 忠雄君
佐々木秀世君 福永 健司君
吉武 恵市君 橋本 龍伍君
田中 啓一君 前田 郁君
西村 直巳君 岡延右エ門君
参議院側
議長 楠竹 春彦君
副議長 内村 清次君
岡田 信次君 仁田 竹一君
菊川 孝夫君 高田 寛君
前田 穰君 前之園喜一郎君
鈴木 清一君

委員外出席者

衆議院事務局側

参事(委員長)

常任委員会専門員

衆議院法制局側

法制局長

参議院事務局側

参事(委員長)

常任委員会専門員

参議院法制局側

参事(第三部長)

岡田 武彦君

本日の会議に付した事件
○日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

会議

午後一時三十五分開会

○議長(楠竹春彦君) 只今より両院協議会を開会いたします。

国会法第九十條によりまして、本日は私が議長を勤めることになっております。どうぞよろしくお願いいたします。

去る五月七日の本協議会におきまして、両院からそれぞれ小委員を出しまして御協議をお願いすることになつておりましたので、その経過並びに結果につきまして小委員のかたから先ず御報告をお願いいたします。

○高田寛君 それでは御指名によりまして、私から両院の小委員打合せにおける経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る五月七日の本協議会におきまして衆議院側から三名、参議院側から四名の小委員が選定されましたことは御承知の通りであります。爾來五月七日、五月九日及び昨二十四日の三回に亘り両院小委員の打合せを開きまして慎重に協議を重ねたのであります。その間、参議院側小委員小川久義君は両院協議委員を辭任されましたので、参議院側も三名と相成りました。両院の小委員の協議におきまして、当初はそれ〴〵院議尊重の御意見が熱心に述べられたのであります。何となくして本法案の成立を期して、日本国有鉄道法の條文の整理並びに施行上の不明確を、国会みずから一掃したいという

点においては、両院の小委員とも強い熱意を持つていたのであります。従いまして我々小委員といしましては、あらゆる点から十分検討の上、両院の意見の調整、合一に努力いたしましたのであります。先ず衆議院側から、人口五万以下のいわば町に準ずる市の議会までは国鉄職員議員兼職を認めるが、それ以上を認めることは困難である旨の御意見を繰返し述べられました。参議院側からは、五大都市を除く市及び町村においては兼職を認められたい。更に駅長、区長のような現場の責任者の立場にある者以外の兼職は是非とも認められたい旨の意見が出たのであります。これについても〴〵と意見の交換が行われたのであります。なか〴〵妥結に至らなかつたのであります。

かくして漸く昨二十四日の打合せにおきまして、現に当選確定している市議会の議員は、その任期中だけは兼職を認めようじやないかということに意見の一致を見したのであります。そして原則としては国鉄職員の兼職は町村議会の議員に限ることと相成つたのであります。なお参議院側から、去る四月の選挙において当選した者の本法施行までの間の議員たるの地位を明確にしておきたいという意見が出ましたのであります。よつて両院の小委員の協議におきましては、一応次のような案が協定できた次第であります。それを朗読いたしますと、

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案両院協議会成立案

第二十六條第二項の改正規定を次のように改める。

第二十六條第二項中「第十二條第二項第三号に該当する者」を「第十二條第四項第三号に該当する者(町村の議会の議員である者を除く。)」に改める。

附則に次の三項を加える。

2 この法律施行の際日本国有鉄道の職員であつて、運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第五十九号)の施行の日(昭和二十五年五月十日)以後に行われた選挙によつて市(特別区を含む)の議会の議員となり、現にその議員である者は、第二十六條第二項の改正規定にかかわらず、その任期中は、引き続きその議員であることができる。

3 前項の日以後に行われた地方公共団体の議会の議員の選挙の際日本国有鉄道の職員であつて、当該選挙において当選人となつた者については、改正前の第二十六條第二項の規定は、その者が当選人であること、議員であること及び日本国有鉄道の職員であることに何らの影響を及ぼすものでない。

4 第二十六條第二項の改正規定は、この法律施行の際日本国有鉄道の職員であつて、現に都道府県の議会の議員である者については、附則第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して十日間

は、適用しない。

この法律施行の際日本国有鉄道の職員であつて、現に都道府県の議会の議員である者は、この法律施行の日から起算して十日以内に議会の議員の職を辭しないときは、この期間を経過した日に日本国有鉄道の職員の職を辭したものとなす。

その他は、衆議院議決案の通りとする。

以上でございます。右甚だ簡単でございますが、御報告を終ります。

○議長(楠竹春彦君) 高田君の御報告になりました案を協議案として議事を進めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(楠竹春彦君) 御異議なきものと認めます。それでは高田君の御報告の案を協議会の協議案といたしましたので、本協議案について御意見のあるかたはお述べを願います。

別に御意見もなければ採決をいたします。明晩を省略いたしましたので、本協議案に賛成のかたの御起立をお願いいたします。

(総員起立)

○議長(楠竹春彦君) 総員起立と認めます。よつて只今の協議案は両院協議会の成立案となりました。

なお成立案の案文整理等につきまして議長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(楠竹春彦君) 御異議がなければ

ば、さように決定いたしました。
それではこの両院協議会の任務はこれにて終了いたしましたので、散会いたします。

午後一時四十五分散会

賛成者数及び氏名 十七名

石田 博英	倉石 忠雄
佐々木秀世	福永 健司
吉武 恵市	橋本 龍伍
田中 啓一	前田 郁
西村 直巳	岡延右エ門
内村 清次	岡田 信次
仁田 孝次	菊川 孝夫
高田 寛	前田 穰
前之園喜一郎	

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案両院協議会成案

第二十六條第二項の改正規定を次のように改める。

第二十六條第二項中「第十二條第二項第三号に該当する者」を「第十二條第四項第三号に該当する者（町村の議会の議員である者を除く）」に改める。

附則に次の三項を加える。

2 この法律施行の際日本国有鉄道の職員であつて、運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百五十九号）の施行の日（昭和二十五年五月十日）以後に行われた選挙によつて市（特別区を含む）の議会の議員となり、現にその議員であるものは、第二十六條第二項の改正規定にかかわらず、その任期中は、引続きその議員であることができる。

3 前項の日以後に行われた地方公共団体の議会の議員の選挙の際日本国有鉄道の職員であつて、当該選挙において当選人となつたものについては、改正前の第二十六條第二項の規定は、その者が当選人であること、議員であること及び日本国有鉄道の職員であることになんらの影響を及ぼすものではない。

4 第二十六條第二項の改正規定は、この法律施行の際日本国有鉄道の職員であつて、現に都道府県の議会の議員であるものについては、附則第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して十日間は、適用しない。この場合において、その者がその期間内に議員の職を辞さないときは、その期間を経過した日に日本国有鉄道の職員の調を辞したものとみなす。

その他は、衆議院議決案の通りとする。